

「振り込め詐欺救済法」への対応について

仙台銀行では、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」施行の趣旨を踏まえ、振り込め詐欺等の犯罪により被害に遭われたお客さまに対し、下記のとおり犯罪利用預金口座に滞留している犯罪被害資金を返還することいたしましたのでお知らせいたします。

記

1.振り込め詐欺救済法の概要

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われたお客さまのために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金の返還手続き等を定めた法律です。

2.対象となる犯罪利用行為

オレオレ詐欺や、架空請求等の振り込め詐欺のほか、インターネット・オークション等を利用した詐欺、ヤミ金融など、人の財産を害する犯罪行為全般であって、振込先となった預金口座が対象となります。

3.返還額について

- (1)犯罪利用口座に現に滞留している残高の範囲で、被害金の返還を行います。
- (2)犯罪利用口座ごとに、被害者全員の被害金額を合計し、被害者ごとの被害金額の占める割合で残っている資金を按分します。
- (3)犯罪利用口座の残高が1000円未満の場合は、本法令による支払手続きの対象とはなりません。

4.被害金の返還手続

お振込先(犯罪利用口座の開設されている)の金融機関が受付窓口になりますので、当行の預金口座がお振込先となっている場合は、当行へご連絡ください。

なお、対象となる預金口座については[預金保険機構](#)の公告をご確認いただき、お振込先の金融機関へお問い合わせください。

また、被害金の返還には相応の期間を要することとなりますので、予めご了承ください。

以上